

発行所

株式会社 F P シミュレーション

大阪府中央区農人橋1-4-31 Tel:06-946-8011

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-946-8727

◇ ゴルフコンペは慰安旅行にはならない

Q: 会社で慰安旅行を実施することになりました。全額会社負担とし、全員で旅行先で宿泊して、翌日参加者を募ってゴルフコンペを行おうと思っています。福利厚生費になるでしょうか。

A: 慰安旅行が給与課税されない、いわゆる非課税の慰安旅行の形式基準は

- ① 4泊5日以内で
- ② 旅行参加従業員は全体の50%以上であることとなっています。

形式基準の中には金額についての規定がないのですが、非課税となる会社負担額として10万円が目安とされているようです。しかし、これはあくまでも目安ですので、10万円を超えたら即課税というわけではなく、慰安旅行として社会通念上ふさわしいものかどうか等の実質基準によっても判定されます。

また、ゴルフコンペについてですが、税務当局では慰安旅行のゴルフに関して取り扱い等は示してはしないものの、現状としてゴルフ費用は非課税の対象に含まれないとの認識で執行が行われているようです。

ご質問の場合ですが、課税されないためにコンペに係る費用は参加者の各自負担とし、会社の慰安旅行の費用と区別しておくのが賢明でしょう。

